資料２－３

福岡市・北九州市　国家戦略特別区域　区域計画（案）

令 和 ２ 年 ５ 月 28 日
福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

２　法第２条第２項に規定する特定事業の名称及び内容

（３）名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

（国家戦略特別区域法第 16 条の６に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業）

以下に掲げる地域を管轄する地方公共団体が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、当該地域内における外国人による創業活動を促進する。

①　福岡市全域【平成 27 年中に実施】

②　北九州市全域【平成 30 年中に実施】

内容：創業人材の事業所確保に係る特例

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例）を活用して創業活動を行い、在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新から最大１年後の在留期間更新許可申請時までの間は、確保すべき事業所について、福岡市が認定するコワーキングスペースやシェアオフィス等の独立性のない区画を認めることを可能とし、福岡市内における外国人による創業活動を促進する。

①　福岡市全域【令和２年中に実施】

４　その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

（１）事項：雇用条件の明確化のための「雇用労働相談センター」の設置

内容：雇用条件の明確化等を通じ起業等スタートアップを支援するため、事業実施者の早期選定を行い、創業間もない企業等を中心に雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための「雇用指針」等を活用して、高度な個別相談対応等を行う「雇用労働相談センター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。

ⅰ）設置主体：国（競争入札により事業実施者を選定）

ⅱ）設置場所：福岡市が設置するスタートアップカフェ（注１）内【平成 26 年 11 月に

設置】
北九州市が設置する北九州テレワークセンター（注２）内【令和２年度中に設置】

ⅲ）実施体制：センター長、代表弁護士、代表相談員等を配置する。

ⅳ）事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

なお、北九州テレワークセンター内における窓口相談対応については、スタートアップカフェ内の相談員がオンラインで実施する。

① 弁護士による高度な専門性を有する個別相談対応
② 弁護士による個別訪問指導
③ 相談員による電話相談、窓口相談等の対応
④ セミナーの開催

（注１）「スタートアップカフェ」
・スタートアップコミュニティの核となる場として、カフェを活用し、スタートアップ人材が気軽に集まり交流できる場を福岡市の委託事業として設置する。

（注２）「北九州テレワークセンター」
・創業を取り巻く環境の変化に対応し、北九州市内に点在する様々なリソースを繋ぐとともに、創業支援の中核として、北九州市が設置する施設。愛称を「ＣＯＭＰＡＳＳ小倉」という。